

船舶インシデント調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成29年5月30日 08時15分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛 ^{かつなん} 南区の千葉港市川西第2号灯浮標東方付近 千葉市稲毛ヨットハーバー灯台から真方位300° 5.94海里付近 (概位 北緯35° 40.3′ 東経139° 57.1′)
インシデントの概要	油タンカー第二十五 ^{しゅうほう} 周宝丸は、北西進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	平成29年5月31日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 第二十五周宝丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	133534、正栄海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視程 良好 海象：波高 平穏、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、市川水路を約6ノットの対地速力で北西進中、左舷前方に視認していた漁船が、急に本船の前路を横切る態勢となったので、船長が衝突を回避しようとして機関を停止するとともに右舵を取ったところ、千葉港市川西第2号灯浮標付近の浅所に座洲した。 本船は、依頼したタグボートにより引き出された。 本船の喫水は、船首約3.20m、船尾約4.40mであった。 船長は、市川水路をおおむね月に1回～5回程度航行していた。
分析	本船は、市川水路を北西進中、船長が前路を横切る態勢となった漁船との衝突を回避しようとして右舵を取ったことから、浅所に座洲したものと考えられる。 漁船を特定することができなかつたため、漁船が本船の前路を横切る態勢となった状況を明らかにすることはできなかつた。
原因	本インシデントは、本船が、市川水路を北西進中、船長が前路を横切る態勢となった漁船との衝突を回避しようとして右舵を取ったため、浅所に座洲したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船は小回りが効き、予測困難な動きをすることがあることから、その動向については十分に注意すること。